

長良川用水地区 水管理施設検討業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備考
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目 的) 第1-2条	本業務は、デジタルMCA無線のサービス停止前に長良川用水地区の水管理施設の機能維持を図るため、通信回線更新に係る検討及び設計を行うとともに、土地改良施設突発事故復旧・防止事業(直轄)(事故防止事業)に必要な緊急防災等工事計画書の作成を行うものである。	
(場 所) 第1-3条	本業務の対象となる位置は、岐阜県羽島市、海津市地内であり、別添位置図に示すとおりである。	
(土地の立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立ち入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。	
(低入札価格契約における第三者照査) 第1-5条	1. 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2. 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2) 東海農政局において、令和7・8年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ①資本関係 ア. 親会社と子会社の関係にある イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある ②人的関係 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3. 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 (1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 (2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者	

項 目	内 容	備考
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第 1－6 条 (一般事項) 第 1－7 条	4. 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5. 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 6. 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 見積仕様書第 4－1 条打合せに示す打合せのうち、成果品取りまとめの作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 7. 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書第 1－12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 8. 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。 本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 1. 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 2. 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 3. その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 4. 業務成果物のミス、不備 等 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 1. 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 2. 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。	

項 目	内 容	備考																			
(管理技術者) 第 1－8 条	1. 管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">技術士</td><td rowspan="2">総合技術監理</td><td>電気電子－電子応用又は情報通信</td></tr> <tr> <td>農業－農業土木又は農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>電気電子</td><td>電子応用又は情報通信</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木又は農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学又は電気工学</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティングマネージャー</td><td>電気電子</td><td></td></tr> <tr> <td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用又は情報通信	農業－農業土木又は農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画	電気電子	電子応用又は情報通信	農業	農業土木又は農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画	博士	農学又は電気工学		シビルコンサルティングマネージャー	電気電子		農業土木		
資 格	技術部門	選択科目																			
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用又は情報通信																			
		農業－農業土木又は農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画																			
	電気電子	電子応用又は情報通信																			
	農業	農業土木又は農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画																			
博士	農学又は電気工学																				
シビルコンサルティングマネージャー	電気電子																				
	農業土木																				
(照査技術者) 第 1－9 条	1. 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">技術士</td><td rowspan="2">総合技術監理</td><td>電気電子－電子応用又は情報通信</td></tr> <tr> <td>農業－農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>電気電子</td><td>電子応用又は情報通信</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学又は電気工学</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティングマネージャー</td><td>電気電子</td><td></td></tr> <tr> <td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table> 2. 共通仕様書第 1－7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。 (1) 業務計画作成時 (2) 基本事項の検討時 (3) 受益面積の整理及び費用対効果の算定時 (4) 国営事故防止事業計画書（緊急防災等工事計画書）（案）作成時 (5) 報告書原稿作成時 (6) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合 3. 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用又は情報通信	農業－農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画	電気電子	電子応用又は情報通信	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画	博士	農学又は電気工学		シビルコンサルティングマネージャー	電気電子		農業土木		
資 格	技術部門	選択科目																			
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用又は情報通信																			
		農業－農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画																			
	電気電子	電子応用又は情報通信																			
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画																			
博士	農学又は電気工学																				
シビルコンサルティングマネージャー	電気電子																				
	農業土木																				
(担当技術者)																					

項 目	内 容	備考																																																
第 1－10 条	担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。																																																	
(技術者情報の登録) 第 1－11 条	共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 2. 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																																																	
(保険加入) 第 1－12 条	受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示される保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																																																	
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2－1 条	設計の基本事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用するものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。																																																	
	<table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定 (改訂) 年月</th></tr><tr><td>1</td><td>水管理制御方式技術指針 (計画設計編)</td><td>(社) 農業土木 機械化協会</td><td>令和 6 年 10 月</td></tr><tr><td>2</td><td>電気設備計画設計技術指針 (高低圧編)</td><td>(社) 農業土木 機械化協会</td><td>令和元年 9 月</td></tr><tr><td>3</td><td>電気設備計画設計技術指針 (通信編)</td><td>(社) 建設電気技 術協会</td><td>平成 29 年 11 月</td></tr><tr><td>4</td><td>〔改訂版〕新たな土地改良 の効果算定マニュアル</td><td>大成出版社</td><td>平成 27 年 9 月</td></tr><tr><td>5</td><td>農業農村整備事業計画作成 便覧</td><td>農業農村整備事 業計画研究会編</td><td>平成 15 年 8 月</td></tr><tr><td>6</td><td>国営土地改良調査計画マニ ュアル</td><td>(公社) 農業土木 事業協会</td><td>平成 5 年 3 月</td></tr><tr><td>7</td><td>環境との調和に配慮した事 業実施のための調査計画・ 設計の手引き</td><td>農林水産省</td><td>平成 16 年 5 月</td></tr><tr><td>8</td><td>環境との調和に配慮した事 業実施のための調査計画・ 設計の技術指針</td><td>農林水産省</td><td>平成 27 年 5 月</td></tr><tr><td>9</td><td>農業農村整備事業における 景観配慮の手引き</td><td>農林水産省</td><td>平成 18 年 8 月</td></tr><tr><td>10</td><td>農村における景観配慮の技 術マニュアル</td><td>農林水産省</td><td>平成 22 年 3 月</td></tr><tr><td>11</td><td>農業農村整備事業における 景観配慮の技術指針</td><td>農林水産省</td><td>令和 7 年 4 月</td></tr></table>	番号	名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年月	1	水管理制御方式技術指針 (計画設計編)	(社) 農業土木 機械化協会	令和 6 年 10 月	2	電気設備計画設計技術指針 (高低圧編)	(社) 農業土木 機械化協会	令和元年 9 月	3	電気設備計画設計技術指針 (通信編)	(社) 建設電気技 術協会	平成 29 年 11 月	4	〔改訂版〕新たな土地改良 の効果算定マニュアル	大成出版社	平成 27 年 9 月	5	農業農村整備事業計画作成 便覧	農業農村整備事 業計画研究会編	平成 15 年 8 月	6	国営土地改良調査計画マニ ュアル	(公社) 農業土木 事業協会	平成 5 年 3 月	7	環境との調和に配慮した事 業実施のための調査計画・ 設計の手引き	農林水産省	平成 16 年 5 月	8	環境との調和に配慮した事 業実施のための調査計画・ 設計の技術指針	農林水産省	平成 27 年 5 月	9	農業農村整備事業における 景観配慮の手引き	農林水産省	平成 18 年 8 月	10	農村における景観配慮の技 術マニュアル	農林水産省	平成 22 年 3 月	11	農業農村整備事業における 景観配慮の技術指針	農林水産省	令和 7 年 4 月	
番号	名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年月																																															
1	水管理制御方式技術指針 (計画設計編)	(社) 農業土木 機械化協会	令和 6 年 10 月																																															
2	電気設備計画設計技術指針 (高低圧編)	(社) 農業土木 機械化協会	令和元年 9 月																																															
3	電気設備計画設計技術指針 (通信編)	(社) 建設電気技 術協会	平成 29 年 11 月																																															
4	〔改訂版〕新たな土地改良 の効果算定マニュアル	大成出版社	平成 27 年 9 月																																															
5	農業農村整備事業計画作成 便覧	農業農村整備事 業計画研究会編	平成 15 年 8 月																																															
6	国営土地改良調査計画マニ ュアル	(公社) 農業土木 事業協会	平成 5 年 3 月																																															
7	環境との調和に配慮した事 業実施のための調査計画・ 設計の手引き	農林水産省	平成 16 年 5 月																																															
8	環境との調和に配慮した事 業実施のための調査計画・ 設計の技術指針	農林水産省	平成 27 年 5 月																																															
9	農業農村整備事業における 景観配慮の手引き	農林水産省	平成 18 年 8 月																																															
10	農村における景観配慮の技 術マニュアル	農林水産省	平成 22 年 3 月																																															
11	農業農村整備事業における 景観配慮の技術指針	農林水産省	令和 7 年 4 月																																															

項 目	内 容	備考																			
(条件) 第 2－2 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 1. 作業の実施に当たっては、事前に作業方法について監督職員と十分な打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 2. 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 3. 準備作業の結果、詳細調査が必要となった場合は、監督職員と協議することとする。 4. 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分に把握した上で実施するものとする。 5. 本業務における通信回線更新の対象施設（親局・子局）は、別紙 1【業務対象施設】で示すものとする。 6. 対象施設の詳細は別添図面の「システム構成図」に示すものとする。																				
(貸与資料等) 第 2－3 条	貸与資料等は次のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打合せるものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th><th>貸 与 資 料</th><th>数 量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現況関係資料</td><td>土地改良施設整理台帳図面</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>国営長良川用水土地改良事業計画書 (国営施設応急対策)</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>国営施設応急対策事業長良川用水地区 事業誌</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>業務報告書</td><td>平成 28 年度 長良川用水地区 水管理 施設他検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>完成図書</td><td>平成 30 年度長良川用水地区 水管理施 設更新工事</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>その他必要資料</td><td>1 式</td></tr> </tbody> </table>	分 類	貸 与 資 料	数 量	現況関係資料	土地改良施設整理台帳図面	1 式	国営長良川用水土地改良事業計画書 (国営施設応急対策)	1 式	国営施設応急対策事業長良川用水地区 事業誌	1 式	業務報告書	平成 28 年度 長良川用水地区 水管理 施設他検討業務	1 式	完成図書	平成 30 年度長良川用水地区 水管理施 設更新工事	1 式	その他	その他必要資料	1 式	
分 類	貸 与 資 料	数 量																			
現況関係資料	土地改良施設整理台帳図面	1 式																			
	国営長良川用水土地改良事業計画書 (国営施設応急対策)	1 式																			
	国営施設応急対策事業長良川用水地区 事業誌	1 式																			
業務報告書	平成 28 年度 長良川用水地区 水管理 施設他検討業務	1 式																			
完成図書	平成 30 年度長良川用水地区 水管理施 設更新工事	1 式																			
その他	その他必要資料	1 式																			
(参考図書及び貸与資料等の取扱い) 第 2－4 条	第 2－3 条貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。 1. 貸与資料等の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 2. 適用図書等は、業務作業時点の最新版を用い、業務作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。 3. 貸与資料は原則として、第 1 回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。																				

項 目	内 容	備考																											
第3章 設計作業 (作業項目及び数量) 第3-1条	本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は「別紙1 作業項目及び作業内容」に示すとおりである。 <作業項目表> <table> <tr> <th>作 業 項 目</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr> <tr> <td>1 準備作業</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr> <td>2 水管理施設通信回線の更新に係る設計</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr> <td>3 受益面積の整理</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr> <td>4 環境と調和への配慮の整理</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr> <td>5 費用対効果（総費用総便益比）の算定</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr> <td>6 国営事故防止事業計画書（緊急防災等工事計画書）（案）の作成</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr> <td>7 照査</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr> <td>8 点検取りまとめ</td><td>1 式</td><td></td></tr> </table>	作 業 項 目	数 量	備 考	1 準備作業	1 式		2 水管理施設通信回線の更新に係る設計	1 式		3 受益面積の整理	1 式		4 環境と調和への配慮の整理	1 式		5 費用対効果（総費用総便益比）の算定	1 式		6 国営事故防止事業計画書（緊急防災等工事計画書）（案）の作成	1 式		7 照査	1 式		8 点検取りまとめ	1 式		
作 業 項 目	数 量	備 考																											
1 準備作業	1 式																												
2 水管理施設通信回線の更新に係る設計	1 式																												
3 受益面積の整理	1 式																												
4 環境と調和への配慮の整理	1 式																												
5 費用対効果（総費用総便益比）の算定	1 式																												
6 国営事故防止事業計画書（緊急防災等工事計画書）（案）の作成	1 式																												
7 照査	1 式																												
8 点検取りまとめ	1 式																												
(設計作業の留意点) 第3-2条	設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 1. 設計に当たっては、整備される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 2. 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 3. 第2-3条及び共通仕様書に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 4. 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 5. 作業に必要な地元及び関係機関との調整等は、監督職員と十分打合せするものとする。 6. 計算結果等の取りまとめに当たっては、図表等を用いて理解しやすい表現となるよう留意する。 7. 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。 なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 (1) 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。 (2) 新技術情報システム（NETIS）については、 http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。 8. 数量計算に当たっては、施設機械工事等算出要領（案）に基づき行うものとし、それ以外については監督職員と協議するものとする。																												
(業務の成果品質確保対策) 第3-3条	契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。																												

項 目	内 容	備考
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3－4条	1. 業務確認会議 業務着手時に管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 (1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。 ①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③スケジュール ④その他 (2) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。 2. 合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。 3. 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。 4. 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。 5. 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化及び写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。 1. 使用する機器・ソフトウェア受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信性憑 確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 2. 機器等の導入 (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。	

項 目	内 容	備考
第4章 打合せ等 (打合せ) 第4－1条	(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3. 黒板情報の電子的記入に関する取扱い (1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4. 写真の納品 受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 5. 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。 共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また初回及び最終回の打合せについては管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ(基本事項の検討の段階) 第3回 中間打合せ(実施設計、概算費等、受益面積の整理、環境との調和への配慮の整理及び費用対効果の算定段階) 第4回 中間打合せ(国営事故防止事業計画書(緊急防災等工事計画書)(案)の作成段階) 最終回 成果品取りまとめの段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1－11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	
第5章 成果物 (成果物) 第5－1条	成果物は、共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体(CD-R等) 正副2部 このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について	

項 目	内 容	備考
(成果物の提出先) 第 5－2 条 (図面の提出) 第 5－3 条 第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6－1 条 第 7 章 業務スライドの 試行	て、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）により別途 1 部提出するものとする。 2. 成果物の出力 1 部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。 成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市中区昭和区安田通四丁目 8 番（安田庁舎） 東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所 図面を作成する場合は、「電子化図面データの作成要領（案）電気通信設備編」に基づいて作成するものとする。 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と請負者による協議事項は、次のとおりとする。 - 第 2－2 条に示す「条件」に変更が生じた場合。 - 第 3－1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 - 第 4－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 - 第 5－1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 - 履行期間の変更が生じた場合。 - 関係機関等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合。 - その他。 - 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。 - 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 - 発注者又は受注者は、2. の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 - 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 2. の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2. 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とし	

項 目	内 容	備考
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8－1条	た日」とするものとする。 6. 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、2.～5.の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 7. 6.の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。 8. 4.及び7.の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が2.、6.の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始のを通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 9. 業務スライドの試行に係る運用については、1.に記載の通知に基づくものとする。 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

作業項目内訳表

Ⅰ. 業務対象施設

地区名	施設項目	数量
長良川用水地区	(親局) 中央管理所 (子局) 1. 内記排水機場局、2. 大江排水機場局、3. 脇野排水機場局、 4. 中江帆引排水機場局、5. 森下排水機場局、6. 福江油島排水 機場局、7. 帆引新田排水機場局、8. 西小藪排水機場局	9箇所

Ⅱ. 作業項目及び作業内容

作業項目	作業内容	備考
1. 準備作業	対象地区の機器設置条件及び既設機器の仕様等の現地調査並びに 施設管理者（高須輪中土地改良区）からの使用状況の聞き取り、貸 与資料等各種資料を把握し、取りまとめを行う。	
2. 水管理施設通信回線 の更新に係る設計		
2-1. 基本事項の検討	(1) データ伝送方式及び伝送路 データ信号、操作信号等の最適な伝送方式、伝送システム、対象 地区に適合する伝送路、機器相互の信号受渡し方式、無線回線設計、 サージ対策等の検討	
2-2. 実施設計	基本事項検討結果に基づき次の実施設計の検討を行う。 (1) データ伝送方式及び伝送路 対象地区に適用する伝送方式、局構成と装置、伝送路等の詳細検 討と決定 (2) 機器仕様 対象地区設置機器の仕様について詳細検討と決定	
2-3. 概算費等算定	設置から撤去に係る機器リストの作成、機器費、概算工事費、管 理費、構成図等の積算資料の作成を行う。	
2-4. 特別仕様書の作成	対象地区に適用する制御方式、装置の機能と数量を明示した特別 仕様書の作成を行う。	
3. 受益面積の整理	発注者が収集・貸与する関係土地改良区の土地原簿から、本事業 の受益面積を整理する。また、整理した受益面積について、過年度 業務で整理している一筆調書等を基に農業振興地域区分（農業振興 地域内・外）の情報を付与する。	
4. 環境との調和への配 慮の整理	発注者が貸与する国営施設応急対策事業「長良川用水地区」の環 境配慮の基本方針をもとに、岐阜県、関係市の環境関係情報の更新 を行い、地域の環境の現状及び本事業における環境との調和への配 慮を整理し、本地区の環境配慮の基本方針の作成を行う。	
5. 費用対効果（総費用 総便益比）の算定	本事業で整備する水管理施設を対象として、評価期間中に要する 費用を総費用とし、対象施設が機能喪失した場合に想定される水管理 経費や事故防止の緊急応急工事費等の掛かり増し経費を総便益 として、総費用総便益比を算定する。	
6. 国営事故防止事業 計画書（緊急防災等工事 計画書）（案）作成	別紙2「国営事故防止事業計画書（緊急防災等工事計画書）（案） 作成等内訳表」により、添付図面を含む国営事故防止事業計画書（緊 急防災等工事計画書）（案）及び参考資料の作成、取りまとめを行う。	
7. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の 作成を行う。	
8. 点検取りまとめ	成果資料の点検取りまとめを行い、報告書を作成する。	

別紙2

【国営事故防止事業計画書（緊急防災等工事計画書）（案）作成等内訳表】

大 項 目	中 項 目	作 成	編 集
第1章 目的		○	
第2章 地域及び地積	第1節 地 域		○
	第2節 地 積	○	
第3章 一般計画		○	
第4章 対象施設の状況		○	
第5章 主要工事計画	第1節 要 旨		○
	第2節 その他の施設		○
第6章 附帯工事計画			○
第7章 工事の着手及び完了の予定時期		○	
第8章 環境との調和への配慮		○	
第9章 事業費の総額及び内訳		○	
第10章 効 用		○	
第11章 関連する事業			○
第12章 現況・計画図面		○	

注) 作成は、国営事故防止事業計画書(緊急防災等工事計画書)(案)及び参考資料を本業務で新たに作成する作業
編集は、前歴事業の事業計画書等から該当する項目を再編集する作業